

愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定に係る関係

家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

愛知地方労働審議会 一般公示 第80号

愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、愛知県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により平成29年9月25日までに、愛知地方労働審議会（名古屋市中区三の丸二丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館 愛知労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

平成29年9月11日

愛知地方労働審議会

会長 那須 民江

別紙

意 見 書

平成29年9月11日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

平成 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

印

愛知地方労働審議会

会 長 那 須 民 江 殿